

河川敷地の更なる民間活用について

水管理・国土保全局

水政課

令和5年7月28日

河川空間のオープン化の概要について

河川空間のオープン化の概要

- 河川敷地の占用主体は原則として公共性・公益性を有する者であるが、河川敷地をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したいというニーズの高まりを受け、平成23年に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合、「都市・地域再生等利用区域」を指定して、営業活動を行う事業者等も河川敷地の利用を可能としたもの。（河川空間のオープン化）
- 平成28年には、民間事業者等が安定的な営業活動を行えるよう、準則を改正し、民間事業者等による占用許可期間を「3年以内」から「10年以内」に延長。

オープン化が適用される要件

- 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること
- 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること（治水上及び利水上の支障がないこと等）
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること

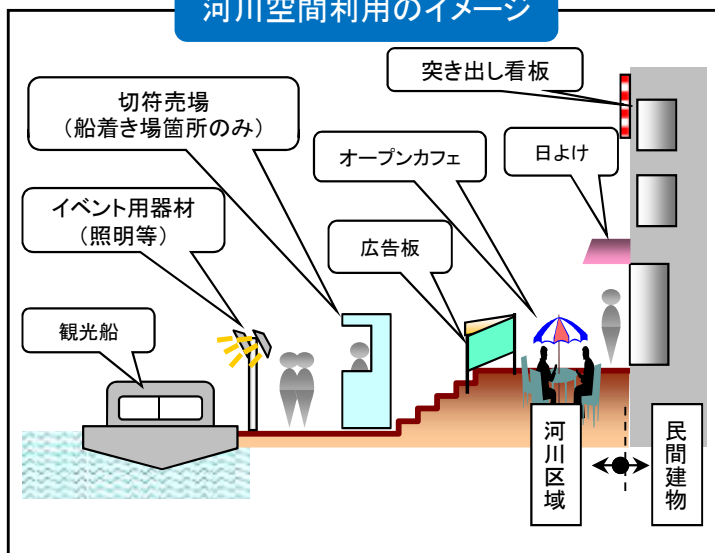
都市・地域再生等利用区域において 占用許可が可能な施設

- 広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- 前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場 等

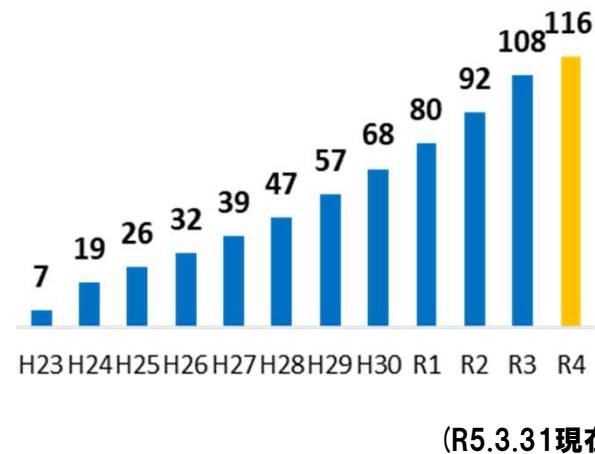
オープン化の主な流れ



河川空間利用のイメージ

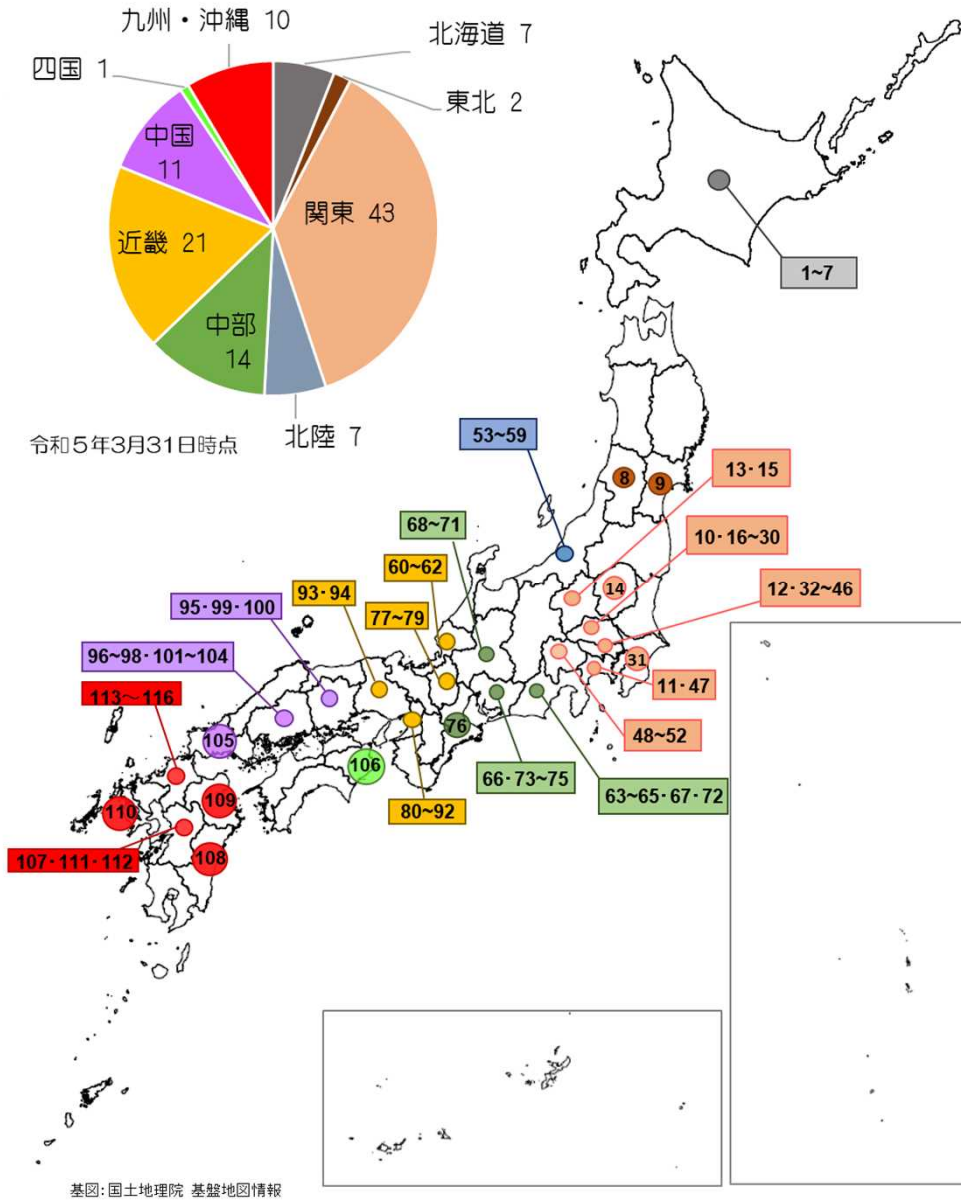


河川空間のオープン化活用実績数(累計)



河川空間のオープン化の概要について

河川空間のオープン化活用事例 分布図



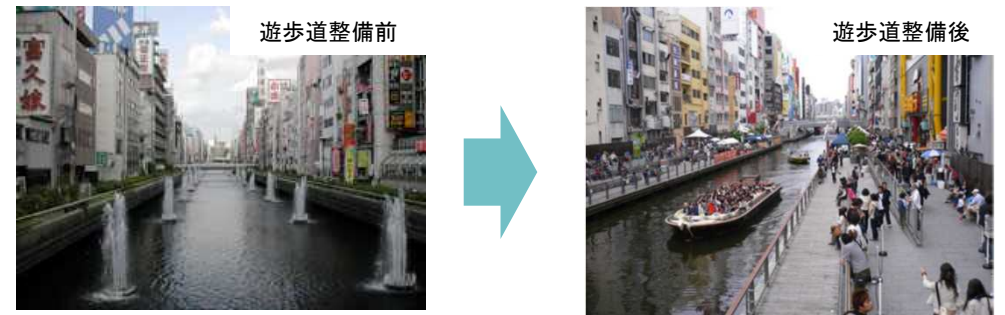
河川空間のオープン化活用事例

○「水辺のオープンカフェ」 水辺の様子(広島県 京橋川)



★水辺空間を活かした賑わいの拠点が創出され、河川敷地の魅力の向上や地域の活性化に寄与している。

○「水辺遊歩道 とんぼりリバーウォーク」水辺の様子(大阪府 道頓堀川)



★大阪市の道頓堀川では、年々オープンカフェやイベント実施件数等が増えており、遊歩道の賑わい創出に寄与している

河川敷地の更なる規制緩和「RIVASITE」^{リバサイト}

- 本年5月に、河川敷地の更なる民間活用による地域活性化と河川管理の効率化のため、民間事業者が河川の清掃等を行うことを条件に、最大20年間の占用を保証し、エリア一体型の占用を認める等の河川敷地の更なる規制緩和(RIVASITE)を、社会実験として開始した。
- 社会実験で得られる知見をもとに、河川敷地占用許可準則改正に向けた検討を行う。

①規制緩和のポイント

1 占用期間

これまでの占用期間は、最大10年。
占用期間満了後に、追加で最大10年の更新延長を保証
より長期の事業計画が立てられるようになる

2 占用形式

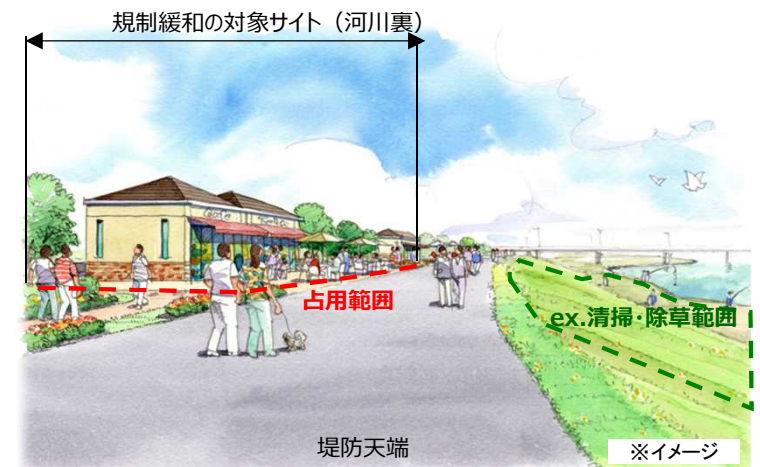
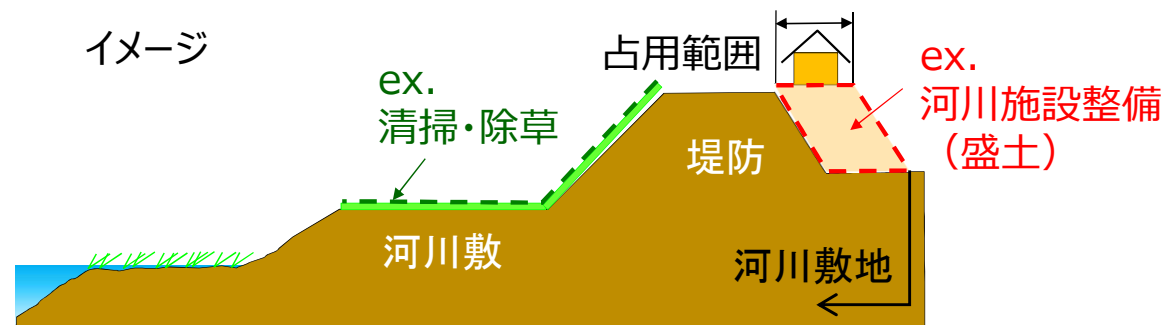
これまで公的機関にしか認められていなかったエリア一体型の占用を民間事業者も可能に。
河川敷地を、より柔軟に活用できるようになる

3 他の民間事業者との契約

他の民間事業者(いわゆるテナント)との契約が可能
より幅広い事業運営が可能になる

②規制緩和の適用条件

河川管理施設の整備又は占用区域外の清掃・除草が必要。



河川敷地の更なる規制緩和「RIVASITE^{リバサイト}」

③相談窓口の開設

国土交通省に設置している相談窓口「かわよろず」において、本社会実験に関連するご相談を承るための専用窓口を開設。

(相談例)

- ・社会実験を行うためには具体的にどのような手続きをすればよいのか。
- ・規制緩和の適用条件を教えてください。

④ポテンシャルリストの公表

・各河川の国管理区間において、民間事業者等による河川敷地の活用が可能と想定される箇所を以下抽出条件のもとで提示。(全国で813箇所 令和5年3月時点)

※ポテンシャルリスト以外の箇所で活用可能な場所もある。

(抽出条件)

- ・他者において占有されていない場所
- ・計画の堤防形状の整備が完了している箇所
- ・河川敷の河川敷地において、概ね100m²以上の占有が可能な土地を有する高規格堤防、堀込河道箇所や造成を行うことで可能となる箇所